

町村道路線一部変更願

拙寺は多摩郡福生町大字盛川ニ番地ニアリ却モ最尖端ハ断崖ニ位ルタメ老翁
風雨ノ暴況ヲ受テ常時崩落シ年々歳々其ノ境内地域ヲ狭バメ為ニ諸堂宇移轉
シムキニ至ル現状ニ有キ條條今般拙寺所有地タル同字ニ四番ノ外約一五〇坪ヲ
境内地域ニ編入致シテ就テ同字南ニ七番ノ地先ヨリ同ニ九番ノ地先ニ至ル町村
道ヲ別紙圖面ノ通り変更下御許可相成度沿道南原地主ノ承諾書並ニ地籍表
相添ヘ南原人同連署ヲ以テ此級及御願候也

尚ホ古御許可相成案ハ変更ニ要スル費用全部ハ當寺ニ於テ支弁仕可ク候向新田
道路敷一着十八坪ハ相当價格ヲ以テ御拂下ゲ相成度
右願奉候也

昭和二十二年四月八日

東京都西多摩郡福生町大字盛川ニ番地

古井壇院有石

福壽長壽
德次郎殿

長中獲高野石天石乙平石石石野獲石服
谷村^込川^南島^利川^久川^津井^初川^常川^新川^萬島^八川^三部
爲^大二^角利^童久^五成^五太^八十^太放^道
一^印郎^印郎^印藏^印一^印吉^印幸^印郎^印一^印郎^印郎^印郎^印藏^印郎^印郎^印郎^印道^印

福生町大字熊川字南一七番
受更人作承諾致し候

承
諾
書

昭和三年四月八日

東京郡西多摩郡福生町大字能川六番地

水下角次郎印

各
一九番地
野
島
列
—
(印)

西番地
石川忠平
印

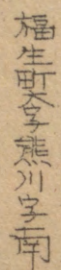
一番地
石川彌八郎印

三一
番地
木下
菜
三
郎
印

八番地 平井初五郎印

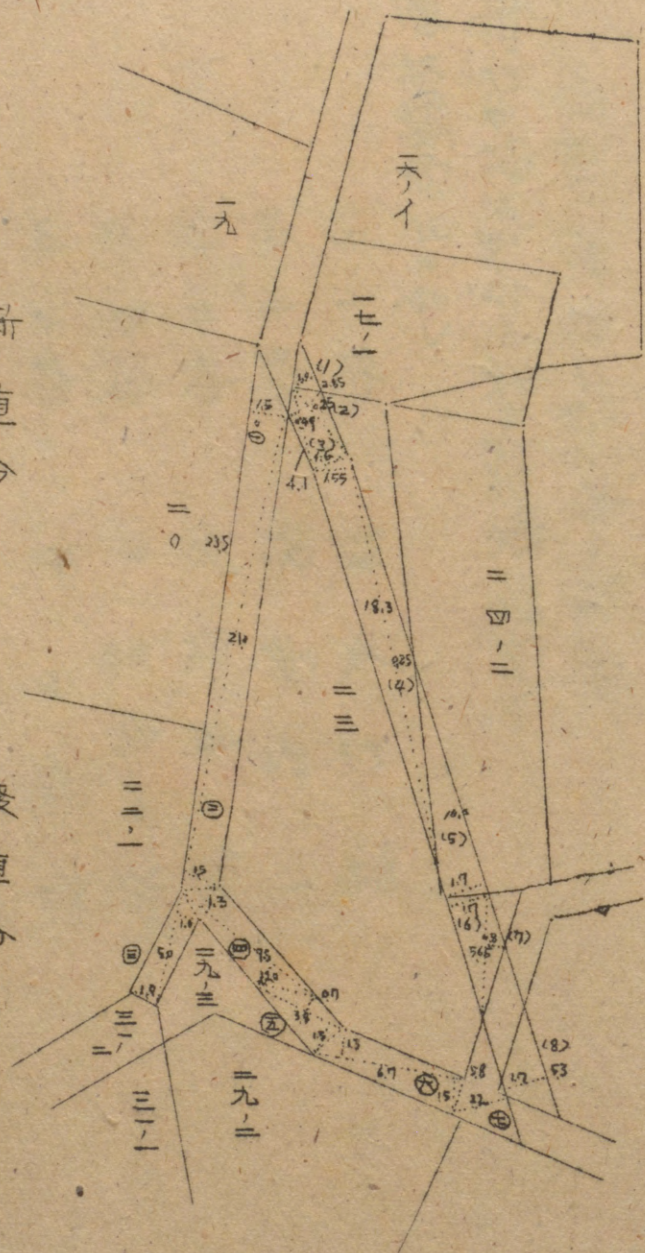
新王縣族父郡桑谷村大野原小川

野
島
泰
—
①



新道令

廢道令



昭和三十二年第七回西會講録

昭和三十二年三月福生町合会福生町役場に招集す

一、應招議席如下。如レ

第一番	並	水	竹	松
第二番	児	島	信	一
第三番	井	梅	弥	十郎
第四番	田	村	幾	太郎
第五番	横	田	壽	照
第六番	天	野	由	三
第七番	田	村	信	
第八番	高	橋	角	藏
第九番	村	尾	昌	三
第十番	杉	森	真	
第十一番	加	藤	市	藏
第十二番	高	水	藤	太郎

一、會議の事決る。おし

第十三番	設	設	美	和
第十四番	川	室	金	吉
第十五番	田	村	福	一
第十六番	高	橋	三	郎
第十七番	田	村	宇	一
第十八番	森	田	幸	藏
第十九番	森	田	誠	重
第二十番	羽	村	榮	吉
第二十一番	村	野	喜	平
第二十二番	平	井	知	五郎
第二十三番	井	上	岩	次郎
第二十四番	豊	井	甲	作
第二十五番	磯	村	武	夫
第二十六番	田	村	利	一



一、福生町職員退職金支給條例設定の件

二、昭和三十年度福生町歳入歳出追加更正予算案

三、一時借入金金の件

四、寄附金受入の件

五、第三小学校に倉庫築工事に関する件

六、福生中学校建築に関する件

一、議長(加藤市藏) 青二時午後二時開会を宣す

一、地方自治法第三十條の規定により議長の請求により出席したる者を。おし

議長	岸	徳	カ	郎
主事	内	田		勇
書記	大	野	忠	一
書記補	佐	藤	三	郎

一、本会の書記方の。おし

議決 内 田 勇

一、議長(加藤市藏) 青二時午後二時十分開議を宣す

一、出資議の旨を

並水小次郎

児島信一

井梅弥十郎

田村幾太郎

横田寿照

天野由三

田村信

高橋角藏

村尾昌三

杉森真

加藤市藏

高水藤太郎

設楽美知

川窪金吉

田村福一

高橋三郎

田村宇一

森田幸藏

森田誠重

羽村榮吉

村野喜平

平井初五郎

井上岩次郎

豊井伴作

磯村武夫

田村利一

一、議長(加藤市藏)本町会の会期を二日とする旨を

日程第一福生町中退職金支給條例設置の件

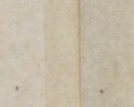
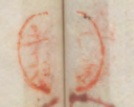
一、議長(加藤市藏)本件を議題とする旨を

一、議長(加藤市藏)第一読会を閉じ旨を

一、町長(岸徳三郎)昭和三年四月四日付并第一二八号請願書東京府政議文通課に提出

退職金支給規則を定める旨を示す(あり)年別を示す(なし)たのびの條例を設ける(は)

来者くで取扱上本町会にありた退職金支給の支給を二日とするものであると



を説明す

一、第十五番(三)三金(三)本條例と東京府政議文通課の関係について

一、第三番(三)井田作(三)本條例は各町村に設置してあるものについて

一、町長 書記夫と答へる

一、第十五番(田村福一)三、修正事議を提出し其理由を述べ

第十五條第二條第三條を改訂し「前項の支給方法が並に産相續の例に依る」と加ふ

一、議長(加藤市藏)第十五番の修正事議は三人以上の賛成者ありて成立せしむることを議決す

修正事議の旨を

署名 全名

一、議長(加藤市藏)賛成者全名を

一、議長(加藤市藏)他には異議なきやあるにつき採決する旨を

署名 全名

日程第二昭和三年度福生町議入議出及改正案

一、議長 本件を議題とする旨を

一、議長 第一読会を閉じ旨を

一、町長 昭和三十三年度予算案及追加予算案の概算を説明す

一、第三番(井海部十郎) 歳入の土木費についての説明を求めむ

町長 説明す

一、第三番(平井初五郎) 國税附加税廃止についての説明を求めむ

町長 説明す

一、第十五番(田村福一) 財産管理費についての説明を求めむ

町長 町有建物に大規模修繕の状況等説明す

一、第三十五番(森村武夫) 本大書館の道路牛入についての説明を求めむ

町長 常任委員会と連絡し計画中である旨を述べ

一、第三番(井海部十郎) 東京市建設局につき直に議を議とすべきと述べ

町長 議決し 口の答あり

一、議長 第三番の説に付合議に諮るに付町長議決すべき旨を述べ町長は議決する旨を答へ

命ず

挙手 全否

日程第三 一時借入金に伴



一、議長 本件を議題とする旨を述べ

一、議長 第一読会を開く旨を述べ

一、町長 照案理由財政の膨張に伴ふ一時的の歳入不足が多数に及ぶたのべ改をしようとする

ものある旨を説明す

一、議長 合議に諮るに付町長議決すべき旨を述べ町長は議決する旨を答へ

挙手 全否

日程第四 新附金受入に伴

一、議長 本件を議題とする旨を述べ

一、議長 第一読会を開く旨を述べ

一、町長 照案理由を説明す

一、議長 合議に諮るに付町長議決すべき旨を述べ町長は議決する旨を答へ

挙手 全否

日程第五 第三小中学校の舎増築工事に關する件

一、議長 本件を議題とする旨を述べ

一、議長 第一読会を開く旨を述べ

せ命す

學牛 全由

會議録署名議由選舉

一、議長署名議由の選舉は指名推薦に依り指名者を議文となすべしを合議に
認め全由選舉に依り指名推薦に依ることに決する旨を告ぐ

一、議長に指名し一名毎に合議に認め異議なく決す

井梅 弥十郎 村尾 昌三 杉 森 五郎

一、議長合議を閉する日を宣す

一、議長第七回合議を閉合を宣す

午後 二時五十分

右合議の經過を録し其の相違ないことを証するため茲に署名す

昭和三年六月三日 福生町合議議長

、町合議由

加藤 市藏
井梅 弥十郎
杉 森 五郎
村尾 昌三

左 左

第一號議由

福生町職員退職金支給條例設定の件

福生町職員退職金支給條例別紙。通り設定するものとす

昭和三年六月三日 提出 朱書通り修正可決

福生町長 岸徳次郎

説明

昭和三年六月四日附行第一八。号で東京都市行政課長通牒により退職金
の支給規定を定めるべく、同日不達あり、津別を不達せられたる本條例を改定し、従来
きちくとして取扱上、不都合であつた退職給与金の支給を一定しようとするものでありま
す。

條例第 肆

福生町職員退職金支給條例案

第一條

本條例による退職手当は、町吏員、嘱託員（毎月一定給料を受け且つ、常時勤務に服する者に限る）雇員、傭人（以下職員といふ）が退職又は死亡したとき、これを支給する。但し、左に掲げる者にはこれを支給しない。

一 給料を支給を受けない者

二 臨時の嘱託員、雇員、傭人

三 禁錮以上の刑の確定したもの

四 懲戒又はこれに準ずべき事由によって退職を命ぜられた者

五 資格を変更した場合、あつても引続き在職（退職の日又はその翌日再就職

した場合を含む）する者

第二條

勤続十年以上で退職した職員に対し左の各号によって計算した金額以内を支給する。

一 勤続の五年以下の期間については前一年毎に給料月額額の百分の五十に相当する金額